



目 次

規 則	ページ
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	1
○高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数が定められた漁業の許可等の申請期間の定め (漁業管理課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	1
公 告	
○建設業法による処分 (建設管理課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部改正 (12・20掲示)	2
○政治団体の設立の届出	3
○政治団体の届出事項の異動の届出	3
○政治団体の解散の届出	3
○資金管理団体の届出事項の異動の届出	3
高知県監査委員訓令	
◎高知県監査委員事務局の組織に関する規程の一部を改正する訓令	3
入札公告	
○一般競争入札（高知県立幡多けんみん病院で使用する電気）の公告 (公営企業局 県立病院課)	4

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第81号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

施行規則（昭和43年高知県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している次に掲げる者」を「次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改める。

附 則 (施行期日)

- この規則は、平成29年1月1日から施行する。(経過措置)
- この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第717号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成28年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発 生 年 月 日	処 分
1 頭	高知市	平成28年12月15日	殺処分

高知県告示第718号

高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、平成27年12月高知県告示第721号（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）で告示した同規則第25条第1項の規定に基づき漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定められた漁業に係る同規則第8条第1項の許可又は同規則第21条第1項の認可の申請の期間は、平成29年1月1日から同年2月15日までとする。
平成28年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成28年12月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 栗山大津
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市大津字清水乙509番1 から 高知市大津字清水乙508番4 まで	前	21.0 }	74
	後	20.0 }	74

高知県告示第720号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。
平成28年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

土佐市高岡町字西地頭名甲910番3 地先から甲896番1 地先に至る延長103メートルの道

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。
平成28年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 処分をした年月日
平成28年12月15日
- 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社山沖建設
代表取締役 山沖 修
四万十市楠島1033番地
高知県知事許可（般・特一27）第230号
- 処分の内容
建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び管工事業に関する一般及び特定建設業の許可）の取消し
- 処分の原因となった事実
株式会社山沖建設の代表取締役は、傷害で、罰金15万円の略

式命令を受け、これが確定している（確定日：平成24年3月27日）ことが判明した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第105号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成28年12月20日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

「

”	中浜保育園	土佐清水市中浜63	”
---	-------	-----------	---

」

を削る。

高知県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山本よしのぶ後援会	奥田 貞猪	安岡 和代	幡多郡大月町橋浦4-6	平28・10・11
とさでん交通労組交通政策研究会	井上 浩司	小磯 勝幸	高知市深谷町26	平28・10・20

高知県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党安芸市支部（山本 論）	高橋 哲夫	高橋 哲夫	安芸市土居806-4	平28・10・15
新		山本 論	長野 弘昌	安芸市伊尾木665-1	
旧	公明党西高知総支部（中田 勝利）	佐々木 学	中田 勝利	須崎市原町一丁目7番地2	平28・10・22

新		中田 勝利	森本 節子	土佐市高岡町乙790-190	
---	--	-------	-------	----------------	--

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	沢良木ひろのぶ後援会（沢良木 浩伸）	森沢 明彦	異動なし	異動なし	平25・12・23
新		沢良木 浩伸			
旧	小笠原治幸後援会（浜田 利久）	岩目 雅男	異動なし	異動なし	平27・2・3
新		浜田 利久			
旧	税理士による中谷元後援会（清藤 智彦）	異動なし	北村 紘一	異動なし	平27・9・7
新			清藤 智彦		
旧	岡田順一後援会（岡田 教義）	岡田 和躬	異動なし	異動なし	平28・10・10
新		岡田 教義			
旧	池脇純一後援会（池脇 純一）	異動なし	異動なし	高知市百石町2-17-20	平28・10・22
新				高知市南ノ丸町7-12	
旧	山本よしのぶ後援会	奥田 貞猪	異動なし	異動なし	平28・11

新	(山本 梅市)	山本 梅市			・15
---	---------	-------	--	--	-----

高知県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
沢良木ひろのぶ後援会	沢良木 浩伸	平27・3・31
竹内強後援会	池田 廣	平28・11・21

高知県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

区分	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	池脇 純一	異動なし	池脇純一後援会	高知市百石町2-17-20	平28・10・22
新				高知市南ノ丸町7-12	

監 査 委 員 訓 令

高知県監査委員訓令第3号

監査委員事務局

高知県監査委員事務局の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月28日

高知県代表監査委員 田中 克典

高知県監査委員事務局の組織に関する規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員事務局の組織に関する規程（昭和50年3月高知県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「公益通報者保護法」を「事務局に係る公益通報者保護法」に、「通報に」を「通報（以下この号において「公益通報等」という。）に関する事務並びに公益通報等に」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年12月28日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年12月28日

高知県公営企業局長 井奥 和男

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

高知県立幡多けんみん病院で使用する電気 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期間

平成29年4月1日午前零時から平成30年3月31日午後12時まで

(4) 購入物品の納入場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札説明書による。）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県公営企業局県立病院課

電話番号088-821-4634

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成28年12月28日（水）から平成29年1月11日（水）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成28年12月28日午前9時から平成29年1月11日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月7日（火）午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年2月6日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市本町五丁目2番17号 本町ビル3階B室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成29年1月11日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成29年1月11日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Hata Kenmin Hospital
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 11 January 2017
- (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Tuesday 7 February 2017
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 6 February 2017
- (5) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan
Tel: 088-821-4634
- (6) Others: As in the tender documentation